

## 議 事 録

会議の名称	平成29年第1回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成29年1月25日（水） 午後3時から 午後3時45分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>2 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）</li> <li>3 第3号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（通年）</li> <li>4 第4号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（期間）</li> <li>5 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>6 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>7 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</li> </ol>
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成29年第1回本庄市農業委員会総会議案</li> <li>2 平成29年第1回総会 その他連絡事項</li> <li>3 収入保険制度に関する「農業競争力強化プログラム」の取りまとめの概要</li> </ol>
主 管 課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただきます。</p> <p>最初に、開会の言葉を井上会長代理にお願いいたします。</p>
井上会長代理	<p>皆さん、あけましておめでとうございます。お寒い中ご苦勞様です。これより平成29年第1回本庄市農業委員会総会を開催いたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>今年も、よろしくお願ひしたいと思います。いくつかの地域では、自治</p>

	<p>会長や農家組合長を中心に農業委員の皆さんが新制度移行に関する説明を始めたところもあると聞いております。4月に自治会長が交代するところもあると思いますが、その場合は申し送りいただければと思いますので、できる限り早期に説明いただきたいと思います。全農業委員さんで協議している内容で移行になると思いますので、地域からの農業委員や推進委員の推薦は、現農業委員さんが自治会長や農家組合長との協議の中で決定してもらいたいと思います。新制度移行に向けて協議している情報を地域に戻って、伝えていただければ幸いです。本日も、会議が立込んでおりますので、スムーズに会議が進行できますようお願いいたします。簡単ですけれども挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名全員の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が会議の議長となることになっておりますので、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>本日は、18番林委員と19番武政委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>第1号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第1号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、売買による所有権移転2件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこと、となっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、庄田委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1につきまして、庄田委員より報告をお願いいたします。</p>
庄田委員	<p>24番庄田です。渡人については、後継者がいないということで、今回の申請に至りました。受人については、申請地周辺の農地の権利を取得して、経営規模を拡大しています。皆さまのご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおり</p>

	<p>りです。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2につきまして、宮部委員より報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>3番宮部です。渡人と受人の土地が隣同士で地続きでございます。昔から渡人の農地を受人がずっと借りておりました。皆さまのご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、第2号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	<p>第2号議案を説明いたしますので、3ページをご覧ください。第2号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、4ページから8ページをご覧ください。今回の申請件数は、36件です。田38筆、畑17筆の面積合計106,786㎡の利用権設定でございます。それらのうち、4ページのNO.6から8ページのNO.36までの31件については、農地中間管理事業の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を</p>

	<p>行くと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありました。2番飯島委員、3番池田芳野委員及び37番荻野委員につきましては、利用権の設定を受ける者として本人又は同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(飯島委員、池田芳野委員及び荻野委員 退席)</p> <p>第2号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第2号議案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第2号議案については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。飯島委員、池田芳野委員及び荻野委員の復席をお願いいたします。</p> <p>(飯島委員、池田芳野委員及び荻野委員 復席)</p> <p>次に、第3号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第3号議案を説明いたしますので、9ページをご覧ください。第3号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、10ページから12ページをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が 田34筆、畑12筆、面積合計で99,616㎡</p>

	<p>でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっております、それらの設定を受ける者は、記載のとおり8名となっております。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、33番池田芳野委員及び37番荻野委員につきましては、賃借権の設定等を受ける者として、本人又は同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>（池田芳野委員及び荻野委員 退席）</p> <p>第3号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。第3号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし、の声）</p> <p>ご異議ございませんので、第3号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。池田芳野委員及び荻野委員の復席をお願いいたします。</p> <p>（池田芳野委員及び荻野委員 復席）</p> <p>次に、第4号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（期間）を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第4号議案を説明いたしますので、13ページをご覧ください。第4号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（期間）を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画（案）に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>計画内容については、14ページから16ページをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が 田29筆、畑9筆、面積合計で81,204㎡でございます。設定する権利は、すべて麦作期間の使用貸借となっております。それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>第4号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。第4号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし、の声）</p> <p>ご異議ございませんので、第4号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第5号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第5号議案を説明いたしますので、17ページをご覧ください。第5号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、18ページをご覧ください。申請件数は、5件で、所有権移転2件、賃貸借権2件及び使用貸借権1件でございます。以上です。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。18ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、共栄地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、コンビニエンスストア用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第9号</p>

	<p>の指定区域となっています。地区担当は、浅見委員でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、浅見委員の報告をお願いいたします。
浅見委員	5番浅見です。渡人から話を聞いてきました。退職して家にいるとのことで、申請地は、保全管理のみ行っていたようです。皆さまのご審議よろしくをお願いいたします。
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請については、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたします。18ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町共栄地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、林委員でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、林委員より報告をお願いいたします。
林委員	18番林です。渡人と受人は、親子関係です。受人の夫から話を聞いて

	<p>きました。5-2の地図をご覧ください。申請地の斜線部分の北側に受人の夫婦とその母親が住んでいます。申請地とその住居の間に、転用申請のあった娘さんの住居があります。申請地の南側は、地図には記載していませんが、有料老人ホームが開設されております。皆さまのご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたします。18ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町入浅見地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、住宅展示場兼事務用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、関根延一委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、関根延一委員より報告をお願ひいたします。</p>
関根延一委員	<p>36番関根延一です。この土地は、渡人が息子のために購入したらしいのです。しかし、息子は別に土地を購入し、そこに住んでおり、申請地は今まで渡人が家庭菜園として使っておりました。高齢により利用できなくなってしまったところ、隣家の不動産屋へお茶を飲みに行った際に、相談したところ、5条許可申請の話に繋がったとのことでした。申請地の周りは全部住宅地ですので、周辺農地への影響はありません。皆さまのご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたしま</p>

	<p>す。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたします。18ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑5筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、通路及び資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、私、田端より報告いたします。5-4の地図をご覧ください。申請地の隣に株式会社がありますが、そちらが資材置場を必要になり、今回の許可申請になったようです。申請地の地目は畑ですが、現況は竹藪です。周辺の転用された農地は、ほとんど太陽光発電施設用地になっております。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたします。18ページをご覧ください。申請人の住</p>

	<p>所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下真下地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。平成28年9月6日付けで農振農用地区域から除外されております。地区担当は、荻野委員でございます。</p> <p>申請地は、23ページをご覧ください。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が分家住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	整理番号5について、荻野委員より報告をお願いいたします。
荻野委員	37番荻野です。5-5の地図をご覧ください。申請地は、児玉工業団地の近くです。分家住宅での転用ということですが、渡人の子供が3人おり、長女の夫が受人ということ。申請地は、渡人の家から歩いて3分位の場所ですので、両親は楽ができるのではないかと思います。皆さまのご審議よろしくお願ひします。
議長	<p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第1号を事務局よりお願ひします。</p>
事務局長	<p>報告第1号を説明いたしますので、24ページをご覧ください。報告第1号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、25ページ及び26ページをご覧ください。専決処分件数は、7件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農</p>

	業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第2号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第2号を説明いたしますので、27ページをご覧ください。報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、28ページをご覧ください。専決処分件数は、5件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。 以上で、報告を終了いたします。 皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。委員の皆さまからその他で何かありましたら、挙手により発言していただければと思います。 (なし、の声) ないようですので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局長	その他連絡事項を説明いたします。本日は、8点でございます。A4版両面刷りのペーパーをご覧ください。 まず、1点目ですが、2月総会の開催予定です。2月27日(月)午後2時から、市役所職員厚生室において、開催予定でございます。別会場になります。お間違えのないようお願いいたします。 次に、2点目です。農地パトロールによる荒廃農地調査結果についてでございます。A分類・B分類ともに調査結果の集計がまとまり、県へ報告いたしました。A分類は、61.0haで前年比では、7.9haの減少となりました。その内訳は、新規発生が0.6ha、農地への再生が7.6ha、転用が0.9haです。B分類については、1.9haで前年比±0でございます。 次に、3点目です。全国農業新聞購読推進活動についてです。平成28年10月総会后からの1月間、全農業委員さんには、農業者年金加入対象者配分数プラス5軒を戸別訪問により購読勧誘の取り組みをいただきま

した。その成果として、4名の購読申込みをいただきました。その内訳は、右の表のとおりでございます。

次に、4点目です。農業者年金説明会の実施についてです。1月19日午後1時30分から、埼玉ひびきの農協本店ひびきのホールで開催いたしました。当日は、埼玉県農業会議の農業者年金担当者を講師として招聘し、7名の農業者の方々が農業者年金制度や個別シミュレーション、手続方法について、説明を受けました。その後、質疑応答の時間をとり、理解を深めていただいたところです。田端会長のほか記載の方々の出席をいただきました。

次に、5点目です。青色申告農業者に対する収入保険制度の周知依頼についてです。埼玉県農業会議から農業委員さんへの周知依頼がきております。カラー両面刷りA4版のリーフレットをご覧ください。表面の収入保険制度に関する「農業競争力強化プログラム」の取りまとめの概要の左側、収入保険制度の具体的な仕組みをご覧ください。この収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する制度となっております。加入要件として、1年以上の青色申告などがあります。青色申告をされていない方でこの制度に加入したい場合は、平成29年3月15日までに青色申告承認申請書を提出し、平成29年分の所得から青色申告が必要となりますので、ご承知おき願います。

次に、6点目です。その他連絡事項の裏面をご覧ください。女性活躍推進研修会についてです。2月21日（火）午後1時30分から午後4時まで、さいたま市浦和区のとときわ会館で開催されます。主催者は、埼玉県農業会議と埼玉県女性農業委員協議会の共催となっております。内容は、記載の3点です。対象者は、女性農業委員や女性農地利用最適化推進委員などとなっております。本市は女性農業委員3名が対象者となっております。2月3日までに出席報告を事務局まで連絡をいただきたいと思います。

次に、7点目です。児玉地方農業委員会連絡協議会研修会についてです。3月15日（水）午後3時30分から五州園におきまして、研修会を開催する予定となっておりますので、皆さま方、スケジュール帳等にご予定いただきたいと思います。なお、研修内容等の詳細が決まり次第、お知らせいたします。

最後に、8点目です。その他として、田端会長の2月総会までのスケジュールを記載させていただきました。ただいま、会長から日程追加2件の

	<p>報告がありました。2月10日に農業者年金基金審議会、2月20日に本庄市都市計画審議会の追加をお願いします。</p> <p>以上で、その他連絡事項を終了いたします。</p> <p>皆さまより何かございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、これでその他連絡事項を終了したいと思います。</p> <p>最後に、閉会の言葉を清水会長代理からお願いしたいと思います。</p>
清水会長代理	<p>ご苦勞様でした。この後、新制度移行に向けた会議と新年会が予定されています。今後とも、よろしく願いいたします。以上で、平成29年第1回本庄市農業委員会総会を終了いたします。</p>

平成29年第1回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成29年1月25日(水)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後3時
閉会時刻	午後3時45分
会長	田端 講一
会長代理	清水 茂則 ・ 井上 孝

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人
1	津久井伊知衛	出席		20	亀田 伸一郎	出席	
2	飯島 和憲	出席		21	高橋 清一朗	出席	
3	宮部 延一	出席		22	小暮 明男	出席	
4	杉田 康隆	出席		23	小山 文子	出席	
5	浅見 精治	出席		24	庄田 榮	出席	
6	小川 忠	出席		25	堀口 隼雄	出席	
7	俣田 裕	出席		26	池田 稔	出席	
8	長沼 茂夫	出席		27	田端 講一	出席	
9	松本 健治	出席		28	金井 一吉	出席	
10	細野 林之助	出席		29	高橋 博	出席	
11	奥原 定雄	出席		30	欠 番		
12	金井 裕	出席		31	福島 清次	出席	
13	細野 俊文	出席		32	福田 光男	出席	
14	清水 茂則	出席		33	池田 芳野	出席	
15	塩原 英彦	出席		34	関根 道夫	出席	
16	井上 孝	出席		35	間正 始	出席	
17	坂本 静枝	出席		36	関根 延一	出席	
18	林 秀信	出席	○	37	荻野 浩	出席	
19	武政 恒雄	出席	○				

説明員

事務局長	飯塚 正英
局長補佐兼農地係長	中西 稔彦
主査	中村 真敏

書記

主査 中村 真敏